

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 制度の見直し等について ～

■ 均等割の軽減割合が見直しされました

- 保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 保険料の計算方法（令和2年度）

- 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1人当たりの額】
52,048円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%

=

1年間の保険料
【限度額64万円】
(100円未満切り捨て)

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

- 所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■ 令和2年度の年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	令和2年度	前年度比
80万円	7割	15,600円	5,600円増
168万円	7.75割	28,100円	4,700円増
196万円	5割	73,200円	2,600円増
196.5万円	5割	73,700円	12,500円減
219万円	2割	114,100円	4,100円増
220万円	2割	115,200円	5,900円減

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	令和2年度	前年度比
80万円	夫妻	7割	15,600円	5,600円増
			15,600円	5,600円増
168万円	夫妻	7.75割	28,100円	4,700円増
			11,700円	4,200円増
224万円	夫妻	5割	103,900円	3,700円増
			26,000円	900円増
225万円	夫妻	5割	105,000円	11,400円減
			26,000円	14,100円減
270万円	夫妻	2割	170,100円	6,100円増
			41,600円	1,500円増
272万円	夫妻	2割	172,300円	3,900円減
			41,600円	8,600円減

■ 1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

● 保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

令和元年度	令和2年度
62万円	64万円

令和2年度の保険料額は、
7月に個別にお知らせします。

◆ 障害認定申請についてのお知らせ ◆

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

◆ 一定の障がいは ◆

- (1) 国民年金などの障害年金1級・2級を受給している方
- (2) 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害 ○ 言語障害
 - 下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - 下肢障害4級3号（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）
 - 下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5) 療育手帳A（重度）をお持ちの方

◆ 脱退手続きについて ◆

後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）となる方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

◆ 申請及びお問合せ 保健福祉課 保険グループ ☎ 35-2120